

機能一覧		業務名
		児童扶養手当
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能説明
23.1 新規台帳登録	23.1.1 認定請求受付	児童扶養手当の認定請求の受付入力を行う。
	23.1.2 認定審査	所得や児童の監護・養育状況等を参照して、児童扶養手当の認定・却下、支給額の決定を行う。
	23.1.3 認定結果通知等出力	児童扶養手当の認定請求者に認定結果通知や証書の交付を行う。
	23.1.4 市外転入受付	住所変更(転入)の届の受付入力を行う。
	23.1.5 市外転入審査	住所変更(転入)の届の審査を行う。 また、転入元の自治体へ受給資格者台帳の写しの送付依頼を行い、その内容を登録する。
	23.1.6 市外転入結果通知等出力	住所変更(転入)の届出者に証書の交付を行う。
23.2 額改定	23.2.1 額改定対象抽出	児童の年齢到達により額改定となる対象者の抽出を行う。
	23.2.2 額改定請求受付	額改定請求・届出情報の受付を行う。
	23.2.3 額改定要件審査	児童の監護・養育状況等の審査を行う。
	23.2.4 額改定修正	児童の監護・養育状況等の審査結果を踏まえ、児童扶養手当台帳に修正を反映する。
	23.2.5 額改定通知等出力	児童扶養手当の額改定請求・届出者に審査結果通知や証書の交付を行う。

機能一覧		業務名
		児童扶養手当
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能説明
23.3 登録情報変更	23.3.1 市外転出	住所変更(転出)の届を受け付ける。 また、転出先から受給資格者台帳の写しの送付依頼を受けたときは、受給資格者台帳の写しの送付を行う。
	23.3.2 資格喪失	資格喪失の届を受け付け、受給資格者の資格喪失を行い、資格喪失の通知を行う。 また、児童の年齢到達により資格喪失となる対象者を抽出し、受給資格者の資格喪失を行い、資格喪失の通知を行う。
	23.3.3 未支払請求	受給者死亡により資格喪失した場合に発生している未支払い分の手当の支払先を請求者に変更する。
	23.3.4 氏名変更・住所変更・支払金融機関変更	氏名変更や住所変更(転居)、支払金融機関変更の届を受け付け、登録情報の変更を行い、証書の交付を行う。
	23.3.5 支給停止関係届	児童扶養手当の支給停止関係の届を受け付け、所得判定による支給の状態(全部支給、一部支給、全部停止)の変更を行い、結果通知や証書の交付を行う。
	23.3.6 支払差止/差止解除	所得や監護・養育状況などに不明事項がある場合や必要書類が未提出の場合に、支給の差止を行い、差止の通知を行う。 また、差止中の受給資格者の受給資格があることが明らかになった場合に、差止解除を行い、差止解除の通知を行う。
	23.3.7 障害有期認定	児童扶養手当の受給資格者本人や父・母・児童の障害を理由に手当を受けている場合で有期認定期間の終期(児童の場合は18歳に到達して最初の3月31日を含む)を迎える際に、受給資格者から提出された再認定の認定請求を受け付け、審査を行い、結果通知や証書の交付を行う。
23.4 現況届	23.4.1 現況届提出依頼	現況届の提出対象者を抽出し、毎年7月ごろ現況届用紙を印刷し、児童扶養手当の受給資格者に送付し、提出を依頼する。
	23.4.2 現況届受付	児童扶養手当受給資格者から提出された現況届の受付入力を行う。
	23.4.3 現況審査	提出された現況届をもとに、現受給資格者の所得や児童の監護・養育状況等を審査する。
	23.4.4 現況届催促	現況届の未提出者を抽出し、催促の通知を行う。
	23.4.5 継続手当対象抽出	児童扶養手当を継続して受給できる対象を確認する。
	23.4.6 現況審査結果等通知	現況審査結果等の通知を対象者に行う。

機能一覧		業務名
		児童扶養手当
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能説明
23.5 一部支給停止(減額)	23.5.1 一部支給停止措置案内	対象者を抽出し、毎年6月ごろ一部支給停止措置および適用除外の案内を出力し、受給資格者へ送付する。また、対象者で一部支給適用除外事由の届出がされていない受給資格者を抽出し、案内を出力し、受給資格者へ送付する。
	23.5.2 適用除外事由届受付	児童扶養手当の受給資格者が5年(7年)等受給経過月を迎える際に、一部支給停止措置の適用除外となる理由がある場合に、受給資格者から提出された一部支給停止適用除外事由届出書の受付入力を行う。
	23.5.3 適用除外事由届審査・減額措置	提出された一部支給停止適用除外事由届出書をもとに、一部支給停止の適用除外に該当するか審査する。また、一部支給停止措置の対象者(適用除外が認められた者を除く)に対して、減額措置適用処理を行う。
	23.5.4 減額措置適用除外	減額中の受給資格者が一部支給適用除外対象事由届が認められた場合、減額措置適用除外処理を行う。
	23.5.5 審査結果通知等出力	一部支給停止適用除外に該当する受給資格者へ通知する。また、減額措置の状況により、証書を交付及び一部支給停止(減額、減額解除)の内容を通知する。
23.6 手当支払	23.6.1 過不足処理	支給対象となる児童追加や資格喪失処理を行った場合の手当金額に不整合があるか、確認する。
	23.6.2 支払調整	過去に過誤払いが発生している場合の相殺を行う。
	23.6.3 支払額算定	児童扶養手当の支払データを作成する。
	23.6.4 支払対象者出力	支払対象者の一覧と対象者に送付する通知書を出力する。また、支払を行うためのデータ作成を行う。
	23.6.5 手当支払通知	児童扶養手当の支払通知を対象者に行う。
	23.6.6 手当振込依頼	振込依頼書を作成し、口座振込データを金融機関に送付する。
	23.6.7 振込不能登録	金融機関からの情報をもとに、口座振込不納者を確認する。
	23.6.8 返納・債権管理	過去に過誤払いが発生している場合で手当支払による相殺が行えない場合、返納金債権の管理と徴収を行う。

機能一覧		業務名
		児童扶養手当
機能(レベル01)	機能(レベル02)	機能説明
23.7 統計・報告	23.7.1 統計対象情報抽出	統計対象情報を抽出する。
	23.7.2 報告書作成	福祉行政報告例第61表などの各種報告書を作成する。
	23.7.3 報告	様々な情報を報告する。
	23.7.4 情報提供	児童扶養手当の認定情報や支払情報など、他業務が参照する必要のある情報を提供する。